

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎
の修正・決定
再正による。

申告年月日
年 月 日

所在地

(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)
代表者氏名

期末現在の資本金の額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

事業種目

(電話)

期末現在の資本金の額及び
資本剰余金の額の合算額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

資本金の額が1億円以下の普通法人
のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(ふりがな)
法人名

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書※

事業税

道府県民税

申告書

摘要	課税標準	税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額	①
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				試験研究費の額等に係 る法人税額の特別控除額	②
所得割	所得金額総額 別表5②	兆 十億 百万 千 円		還付法人税額等の控除額	③
	年400万円以下の金額	29	000	退職年金等積立金に係 る法人税額	④
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000	課税標準となる法人税額	⑤
	年800万円を超える 金額	31	000	①+②-③+④	⑥
	計 29+30+31	32	000	2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人における課税 標準となる法人税額	⑦
軽減税率不適用法人 の金額	33	000	法人税割額 (5)又は(6)×100	⑧	
付加価値割	付加価値額総額	34		道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑨
付加価値割	付加価値額	35	000	税額控除超過額相当額の 加算額	⑩
資本割	資本金等の額総額	36		外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	⑪
資本割	資本金等の額	37	000	外国の法人税等の額の控 除額	⑫
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑬
収入割	収入金額総額	38		差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑭
	収入金額	39	000	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑮
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法人 税割額の控除額	⑯
所得割	所得金額総額 別表5③	40		この申告により納付すべき法人 税割額 ⑬-⑭-⑮	⑰
	所得金額	41	000	算定期間中において事務所 等を有していた月数	⑱
付加価値割	付加価値額総額	42		円× ^⑱ 12	⑲
付加価値割	付加価値額	43	000	既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑳
資本割	資本金等の額総額	44		この申告により納付 すべき均等割額 ⑬-⑯	㉑
資本割	資本金等の額	45	000	この申告により納付す べき道府県民税額 ⑱+㉑	㉒
収入割	収入金額総額	46		㉒のうち見込納付額	㉓
	収入金額	47	000	差引 ㉑-㉓	㉔
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				東場 京都の 市町村 の申告 計算 する額	㉕
付加価値割	付加価値額総額	48		特別区分の課税標準 額	㉖
	付加価値額	49	000	同上に対する税額 ㉕×100	㉗
資本割	資本金等の額総額	50		市町村分の課税標準 額	㉘
	資本金等の額	51	000	同上に対する税額 ㉖×100	㉙
収入割	収入金額総額	52		法人税の期末現在の資本金等の額	㉚
	収入金額	53	000	法人税の当期の確定税額	㉛
合計事業税額(㉚又は㉛)+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻				決算確定の日	・
事業税の特定 寄附金税額控除額	55			解散の日	・
差引事業税額 ㉚-㉛-㉜	57	00		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	59			申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	61			法人税の申告書の種類	青色・その他
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	62			この申告が中間申告の場合の計算期間	・
還付請求中間納付額	63			翌期の中間申告の要否	要・否
還付請求中間納付額	63			還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)
資本金の額 (外貨)				前事業年度の 法人区分	イに掲げる法人

第六号様式(その3)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

「

署
与
理
士
名

(電話

(事業税)

		事業年度		・ ・		法人名																			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		77	兆	十億	百万	千	円										
所得割		64					00	付加価値割		65					00	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)		78					00		
資本割		66					00	収入割		67					00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		79					00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)		80					00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		81					00		
所得割		68					00	付加価値割		69					00	同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)		82					00		
資本割		70					00	収入割		71					00	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額		83					00		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (83× / 100)		84					00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)		85					00		
								付加価値割		72					00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		86							
資本割		73					00	収入割		74					00	差引特別法人事業税額 85-86		87					00		
60のうち見込納付額		75						差引 60-75		76						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		88					00		
																租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		89							
																		この申告により納付すべき特別法人事業税額 87-88-89		90					00
																		90のうち見込納付額		91					
																		差 引 90-91		92					

(特別法人事業税)